

## パートナーシップ宣誓により利用可能となる市の手続き

(令和6年1月4日現在)

制度・サービス	対象・内容	担当課
市営住宅の申し込み	パートナーとの入居申込、同居申請（入居資格の要件あり）ができます。	建築住宅課公営住宅係 電話 28-8041
税関係の証明書の発行	同一世帯のパートナーは、納税証明書・所得課税証明書・固定資産評価証明書・固定資産公課証明書の発行が受けられます。	税務課納税係 電話 28-8021 同市民税係 電話 28-8019 同資産税係 電話 28-8020
固定資産課税台帳の閲覧・縦覧	同一世帯のパートナーは、閲覧及び縦覧することができます。	税務課資産税係 電話 28-8020